

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 22 日現在

機関番号：24402

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25560023

研究課題名(和文)住と生活の不一致と貧困ビジネスを抑止する「住確マッチングシステム」の開発

研究課題名(英文)The possibility of JUKAKU matching system which deterrents poverty industry, and resolves the mismatch between housing condition and care needs

研究代表者

葛西 リサ(Kuzunishi, Lisa)

大阪市立大学・都市研究プラザ・都市研究プラザ特別研究員

研究者番号：60452504

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、住宅確保要配慮者の生活ニーズに合致した住宅確保支援を「住確マッチングシステム」と称し、NPO、民間事業者による実践事例の収集、分析を行った。生活保護受給者や障がい者を対象とする実践事例では、一民間団体が生活保護受給者などの住宅確保要配慮者を抱え込むのではなく、介護事業所や病院、行政、あるいは、その生活支援を担うNPO団体、ひいては不動産業者と連携することにより、支援の透明性を高め、情報を積極的に開示することが貧困ビジネスの抑止や支援の質の向上につながる事実が確認できた。なお、住宅扶助を活用しない事業モデルとして、居住者同士の助け合いを前提としたシェア居住の可能性を検証した。

研究成果の概要(英文)：To realize the stable life of people who have difficulties to secure permanent housing, an integral supply of stable housing and care must be needed. A system which would achieve this would be a study examining the case of housing assistance for welfare recipients or disabled people. Another possibility is shared housing based on mutual care for people who have difficulties to secure permanent housing without welfare. In addition in this study we refer to the method providing a set of housing and care as "JUKAKU Matching System". As a result, disclosing information and increasing the transparency of management by cooperating with home care support offices, hospitals, Municipalities, other non-profit organizations and real estate agents will lead to the deterrence of poverty industry and the improvement of assistance quality

研究分野：住宅政策

キーワード：住生活 マッチング 住宅確保要配慮者 住宅問題 ひとり親 居住支援 シェアハウス 空き家

## 1. 研究開始当初の背景

2008年、湯浅誠氏が企図した日比谷公園における「派遣村」以降、生活保護の窓口受給件数が増大している。従来、生活保護による住まいの確保は受給者自ら行うことが原則とされている。NPOや生活保護施設の職員等がボランティアレベルで、それを支援している事例もあるが、その内容は、不動産業者への同行支援という手厚いものから、不動産業者の紹介のみといったものまで幅広く、かつ、住宅確保支援マニュアルを有している機関は皆無である。言うまでもなく、第三者とのかかわりのない受給者らは、自らの力で住まいを確保するほかない。しかしながら、受給者の中には、自身の住生活ニーズを十分に把握し、それに合致した住まいを選定することが難しいものも少なからず存在する。申請者が、生活保護施設退所者25名に対して実施した調査(堀江、葛西、奥村2012)によると、事前に十分な住まいの検討をしていれば簡単に予防できた住宅問題がいくつも確認されている。例えば、杖が必要な生活にもかかわらず、エレベーターのない集合住宅の4階の住戸を確保した事例や半身麻痺があるにも関わらず和式便所のある住宅を選定した事例などがそれである。また、業者に生活保護でも入居できると言われ、住宅扶助の上限家賃にて狭小のワンルームマンションに入居した事例もある。このような非受当な住宅選択の理由は何か。障がいや精神疾患といった能力的な問題を抱える者も存在するが、選択者としての「当事者性」を欠いていたり、要求の水準をあえて低く設定する「適応的選考形成」状態に陥っていたりといった者もいる。いずれにしても、生活保護による最低保障住宅である彼らの住まいは貧困である。しかし、注視すべきは住まい選択の際の総合的な検討の欠如が住まいと生活スタイルの間に必要以上のミスマッチを生じさせているという点である。

なお、本研究では、扱う「質」は住宅のハード面のみを指すのではなく、生活の質を大きく規定する住居、つまり住生活全体の質を対象にしている点に特徴がある。生活保護受給者の多くがあらゆる問題、たとえば、貧困、暴力、障がい、高齢、離婚、災害などに起因して居住貧困に陥っており、それが故、ハードの提供のみでは、生活が成り立たないという課題がある。直接供給である公営住宅供給に比して、生活保護による住宅支援は立地が柔軟に選択できる点にメリットがあるが、あらかじめ設定された上限家賃の中で、受給者の全ての住要求を満たすことはむずかしい。このような限界の中で、受給者の住生活活動に欠かせない要素は何なのか。その潜在的な住要求を明らかにし、それを保障する住まいの可能性を明らかにすることは、増加し続ける住宅確保要配慮者の住生活支援を考える上で重要な知見をもたらすと確信する。

## 2. 研究の目的

2011年に閣議決定された住生活基本法には、住宅の確保に特に配慮を要する者(以下住宅確保要配慮者)の居住の安定確保が目標として掲げられた。同計画が定義する主な住宅確保要配慮者とは、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等である。これらの対応については、公営住宅の供給に加え、民間賃貸住宅の円滑な活用が挙げられている。確かに、平成20年の住宅・土地統計調査によると空き家率は13.1%であり、このことから、既存ストックを積極的に活用した支援スキームの構築が現実的な策と言えるだろう。しかしながら、住宅確保要配慮者の安定的な生活は、住宅、つまりハードの提供のみでは実現しえず、そこに、恒常的な生活支援、ケアが付されて初めて成立する。そこで、本研究は生活保護受給者を含む住宅確保要配慮者の住まいの質の向上に向けて、生活ニーズ(ソフト)と住宅(ハード)のマッチングシステムを開発することを目的とする。なお、本研究では、受給者の生活やニーズに合致した住宅の確保支援のことを「住確マッチングシステム」と呼ぶ。

## 3. 研究の方法

生活保護を活用した住宅支援モデルを実施する支援者らへの1~2時間程度の聞き取り調査と現地見学を実施した。住宅確保要配慮者の居住ニーズの把握や支援実態については、関連文献の整理や、研究グループがかかわる関係団体への聞き取り調査への継続的な聞き取り調査を実施した。

- ・低所得高齢者関連団体(6NPO団体)
- ・ひとり親関連団体(3NPO団体、10企業)
- ・暴力被害者関係団体(18団体)
- ・被災関連(2NPO団体、被災当事者6名への聞き取り調査)

## 4. 研究成果

### (1) ケアと住まいの一体的供給の重要性

地域で互いの関係を紡ぎなおすことの重要性が盛んに議論されはじめている。2013年8月に出された社会保障制度改革国民会議報告書においても、高齢者が住み慣れた地域で住み続けることの実現に向けて、介護、医療等のケアの部分の仕組みづくりとあわせて互助の重要性が指摘されており、こういった基盤は、高齢者のみならず、子ども、子育て支援、障がい者福祉、困窮者支援にも貴重な社会資源になることが明示されている。とりわけ、何らかのケアを恒常的に必要とするグループは、住宅確保の問題を抱えがちであり、住まいとケアをセットで提供するような支援スキームが望まれる。近年では賃貸住宅のみならず個人所有の持家も含めて空き家が増大しており、そういった既存資源を積極的に活用することが、費用対効果の高い方策であると考えられる。しかしながら、その

積極的活用が進まない背景には、一般の家主が住宅確保要配慮者を借家人にすることへの抵抗感が大きいことがある。とりわけ、高齢者の場合、孤独死した場合のリスクや、その残置物をどうするかなどの問題がある。精神障がいの場合にも、近隣トラブル等を懸念する声が多く聞かれる。いずれにしても、低所得階層を入居させることで、家賃の回収困難等のリスクを背負うくらいなら、空き家のままにしておこうという家主も少なくないと推察される。こういったリスクについては、まずもって入居者のケアを担う事業者の存在や介入が不可欠であろう。

近年では、精神障がい者のためのグループホームや寮や集合住宅を一棟借りしてリノベーションし、第二種社会福祉事業に位置づけられる無料定額宿泊所を開設するなどといった事例も増えてきており、こういった取り組みから学ぶべき点は多いにあると考えられる。そこで、本研究では、ケアと住まいの一体的供給を目的に支援を展開する事例をもとに、その運営の実態と効果について検証を加えた。

## (2) 住宅確保要配慮者への住生活支援

本研究では、精神障がい者に対する住宅確保支援を行う団体として北海道(1団体)、宮城県(1団体)、低所得者への住宅斡旋及びアフターケアを行う団体として東京都(1団体)、生活保護受給者への住宅とケアの提供を行う団体として、東京都1団体、大阪府2団体への聞き取り調査への継続的な聞き取り調査を実施した。

### 精神障がい者への取り組み(団体A、B)

精神障がい者への住宅確保支援としては、基本的には、障がい者自立支援法(2013年4月より障がい者総合支援法)に基づくグループホームと小規模作業所(現、地域活動支援センター)の枠組みを使い、生活支援にまつわる人件費を獲得している。

グループホームの開設基準は、一戸建て、集合住宅の複数戸を借り上げる形でも可能であるが、入居者それぞれの個室と共有スペースとして更にもう1部屋確保されていることが必須となる。また、延床面積275㎡以上の建物については、スプリンクラーの設置が義務付けられている。このほか、日中、常駐するスタッフがいることが条件となる。

入居対象は、障がい者福祉サービス受給証の発行を居住地の市町村にある障がい者福祉課より受けたものとなる。暴力被害者の中には、精神を病みながらも、障がい者として認定されることに抵抗を感じる者も少なくないが、こういったケースに対しては、居場所を確保し、適切なケアサービスを得るために必要なことを説明しつつ、精神障がい者手帳取得や障がい者福祉サービス申請の支援も行うという。

うち団体Bでは、グループホームへの入居とまではいかないが、全くの独居が不安なグループへの支援として、生活保護レベルで住

宅を提供するという事業を実施していた。いずれも、障がい者を対象とするために、不動産業者からの理解が重要となる。そのため、まずは、団体が住宅をサブリースすることにより、不動産業者らのリスクを解消すること、入居後のアフターフォローをしっかりと行う体制を組むことなどが、円滑な事業運営の鍵となる。加えて、障がい者を地域で支えていくためには、当該団体以外のスキルを有する民間支援団体や行政、医療機関、地域住民との連携が欠かせず、これが結果的には、事業の透明性を担保することになるという回答が得られている。また、団体Bでは、状態が改善した入居者については、積極的に地域での独居生活を勧めており、入居期間もおおむね2年と設定し、入居者の回転率を高めている。これは、特定の入居者を長期に抱え込むことで、運営が閉鎖的になることを防ぐことを目的としているためである。

### 低所得者への取り組み

東京都の不動産業社Cは、住宅確保要配慮者の住宅確保支援を専門に行う事業を展開している。同事業者は、別部門としてNPO団体を創設し、行政からの委託事業により、入居者の住宅確保支援からアフターフォローまでを切れ目なく行うことに成功している。

設立当初は、住宅に困窮する店子は多く存在するが、住宅を提供してくれる家主の不足に苦悩したという。そこで、別団体を設け、入居者の生活サポートを行うという後ろ盾となることで、家主の信頼を獲得することができた。業者Cの特徴は、サブリースという形式で入居者を抱え込むのではなく、あくまでも住宅確保要配慮者に適切な住宅を斡旋し、その後のアフターフォローを別途付加し、その支援費を委託事業として獲得していることに特徴があると言えるだろう。

なお、東京都と大阪府の民間支援団体(D、E)では、高齢者や若者、身体、知的、精神障害者、DV被害者など、多様な課題を抱える人々への住宅確保支援を行っている。また、入居者の多くが生活保護受給者である。これらの団体は、所有する、あるいはサブリースする住宅の家賃を住宅扶助の満額に設定し、食事や見守り等のケアをパッケージ化して提供することで採算を合わせる事業モデルを採用している。また、いずれの団体も、高齢化する住宅確保要配慮者に配慮した住生活支援モデルを展開している。

以下では、大阪の民間支援団体Fの事例から、その具体的な支援内容を確認する。

### 団体Eの取り組み

#### 1) 住み処を失った人々のための支援

入居者のおおよそ9割以上が生活保護を受給している。よって、家賃も住宅扶助レベル(42,000円)以内に設定され、加えて、管理費16,220円、水光熱6,220円、食費24,000円(ひと月あたり総計88,440円)を徴収している。建物については、集合住宅や、もと社員寮などを丸ごと一棟借りし、団体と

入居者が個々に賃貸借契約を結んでいる。居室は全て個室であるが、健康管理や見守り等の理由から食堂、風呂や便所は共有である場合が多い。食事は朝晩の2食が提供されその調理は管理人と入居者が当番で担う。

各宿泊所には1～3名の管理人を配置している。宿泊所の1室を管理人の居室として提供しており、救急対応時やトラブル等何か問題が生じれば、この管理人から本部スタッフに深夜でも連絡が入り、24時間対応で、緊急入院などの対応もしている。入居者が地域で起こしたトラブルについては、謝罪と理解を得るための説明を徹底する。同団体では、地域との良好な関係を築くために、宿泊所のある地域の自治会には必ず登録し、地域の清掃活動にも、入居者、スタッフともに積極的に参加する。

## 2) 住宅型有料老人ホームの設立

定員54名の同ホームは、もと社員寮を転用したものである。ホームの大きな特徴として、同一法人で介護事業は行わず、地域の不特定介護事業者のサービスを利用している点が挙げられる。勿論、ヘルパーが24時間常駐してサービス提供を行うことはできない。ヘルパーが対応できない時間帯にはサービスを、ホームの職員が介護保険料を請求せず、利用料金の範囲で、穴埋め、緊急対応的に行っている点も同ホームの魅力である。入居者の多くが生活保護を受給している。よって、家賃は、住宅扶助(42,500円)以内に設定され、加えて、管理費17,500円、水光熱10,000円、食費36,000円を徴収している。ひと月あたりの料金総額は106,000円であり、宿泊所利用料よりも若干高く設定されている。入居者は、要介護者であることを前提とせず、行き場を失った高齢者、自活した生活が難しい住宅弱者、例えば、DV被害者(パートナーからの暴力被害者)や刑余者をも対象にしている点がこのホームの特徴である。入所者の年齢は、30代から80代まで幅広く、平均年齢は67.9歳である。入居は役所からの紹介が最も多く、次いで病院が主なルートとなる。特養への待機時に同施設を利用することもあるが、逆に、入居施設に馴染めないなどの理由から、特養や他の有料老人ホーム、あるいはサービス付き高齢者向け住宅から移動してくるケースもあるという。2014年5月31日現在、54ある居室は満室である。うち、入居者は男性が9割を占める。要介護者は6割強、うち、要介護度3～5が26.3%と介護度の高い入居者が目立つ。他方、介護の必要のない3割の入居者については、アルコール依存、初期認知症状、統合失調症等の精神疾患により独居が困難なケースが多く、それに刑余者やDV被害者が含まれる。入居者支援を担うスタッフは5名であり、うち、3名が住み込みである。基本的には、この5名がシフトを組み、見守りや食事の準備等入居者の生活支援を行う。このほか、本部には、病院、役所等との調整ごとを担う

4名のスタッフが常駐する。

## 3) 運営の透明性、開放性

入居者の介護は、外部の介護事業所に任せるとするのが同団体の方針である。特定の事業所とは提携せず、よっぽどの問題がない限り、入居者と繋がりのある事業者をそのまま利用することを推奨している。

「介護ニーズは十分あるので、特定の事業者と手を組むほうが・・・もっと言えば、介護事業所を自前でやる方が運営は楽なのですが。そうすると、活動が閉鎖的になったり、サービスの質が低下するのではないかと。訪問介護事業者がそれぞれに切磋琢磨してもらうことと、あらゆる事業者が出入りすることで、活動の透明性が担保されるのではないかと期待しているんです。」というのがその理由である。家主との連携も必須となる。家主に対しては、ホーム設立の目的や団体の理念、どういった入居者がいるかなどを伝え、活動への理解を求めてきた。また、家主の親類をスタッフとして雇い入れ、事業の透明性を担保している。

## 家主が生活支援を行う事業モデル

なお、2001年に設立された大阪の団体Fは、ハードを有する家主側が、自前で入居者支援を担うという事業モデルを展開している。

## 1) サポート型ハウス創設の背景

サポート型ハウスとは、簡易宿泊所を転用した「共同住宅」である。1990年代の後半、バブル崩壊のあおりを受けて、建設業は衰退。失業した労働者が路上にあふれてホームレスと化し、自殺者や飢餓者が出るなど、その影響は深刻なものであった。これを機に「それまで個々で活動していた団体や関係機関、そして地域住民が、釜ヶ崎の町のことを真剣に考えるようになりました。その中で、路上に出ている人たちを畳の上にあげるためにどうしたらいいか頭を悩ませ、最終的に行きついたのがサポート型ハウスの開設でした。」という経緯から、サポート型ハウス第1号が2000年に誕生している。

大阪府簡易宿泊所生活衛生同業組合50年誌によると、サポート型ハウスの主な条件は、スタッフが24時間常駐して生活相談及び必要な生活支援を行っていること、居住者や職員、更には、地域の支援団体等が自由に利用できる共同リビング(談話室)を備えていること、一部に手すりや洋式トイレを設けるなどして高齢化に対応していること、入居時の保証人や保証金を設定しないことによって野宿から即座に居室保護に移る道を切り開いていることとされている。

## 2) サポート型ハウスでの生活

2014年6月現在、120室ある居室は、ほぼ満室である。入居者について、路上に出ている人を直接引き受けることはなく、ほとんどが支援団体からの紹介である。このほか、入居施設に馴染めないからと、特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などから移動してくる人もいる。但し、行政からの

紹介は一切ない。

契約方法は、利用者と家主との直接契約である。家賃は生活保護の住宅扶助費の満額42,000円であり、共益費は3,000円である。光熱費については、個室ごとに子メーターを設置しており、これを確認して、それぞれ実費を徴収するというシステムである。水道代は基本料の1,620円、ガス代は無料である。路上からすぐ入居ができるように、敷金、礼金等の一時金は徴収しない。生活支援は全て、家賃収入と共益費の中から賄われる。

食事の提供は行っていない。入口を入ると、すぐ右手に24時間スタッフが常駐する受付カウンターがある。そこを通り抜け、左に曲がるとテレビや電子レンジ等が設置された談話室がある。このほか、各階には簡易のキッチンがついており、簡単な自炊なら自由にできる。居室は3畳1間、風呂、便所は共有だ。団体Bでは、支援員、清掃員含め9名ものスタッフがシフトを組んで24時間対応にあたっている。このため、空きが多くなると経営は厳しくなる。生活支援の内容は、入居者の抱える状況によって幅広い。具体的には、安否確認は勿論、生活保護の申請手続き、金銭管理、服薬管理、借金問題の解決、病院への同行支援、入院手続きや入院時のお見舞いのほか、入居者同士のトラブルの仲裁などがある。これらの費用は一切かからない。

### 3) 終の棲家としてのサポーターハウス

寝たばこなど、サポーターハウスでの居住継続が難しくなることもある。そういった場合には、グループホーム、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活保護に対応している有料老人ホーム、そして病院など、必ず、その人にあった行先を、役所や支援団体と協議しながら検討する。病院に移った後も、お見舞い等で関係をつなく。ここが一般の大家とは異なるところであろう。しかし、病院等に移っても、ハウスに戻ることを希望するものも少なくない。過去には、当事者に関わる関係者らと相談し、あらゆるサービスを付けて団体Fが再度引き取ったケースもある。介護は、基本的に入居者がそれぞれ契約している事業所に任せており、胃瘻など、専門的な処置が必要とされるケース以外であれば、要介護5レベルでも居住支援が可能である。最も長い人で、13年コスモに住み続けている入居者は98歳である。このほか、後期高齢者が入居者のほとんどを占める。入居者が年々高齢化する団体Fでは、年間5~6名が他界する。ハウスで看取りをする場合や最期の数日間病院で過ごし亡くなる場合もある。そのたびに、スタッフと入居者でお葬式を行う。このように、入居者の多くが、ハウスで看取られ、葬儀してもらうことを希望しているという。

#### (3) 互助を前提としたシェア居住

ここ数年、シングルマザー向けのシェアハウスの開設事例がいくつか見られるようになった。2009年には、民間企業がもと社員寮一

棟を借り上げて母子世帯向けハウスを開設した。しかし、それは働く母子世帯の居住地ニーズに合致していなかったことや、入居者をコーディネートする仕組みがなかった事などから集客に課題を抱え、わずか9か月で閉鎖した(近藤, 葛西 2012)。

2012年の3月には高所得母子世帯を対象としたハウスa開設しているハウスaは、良質なハードに加え、週2回のチャイルドケアと夕食の提供といった企画で、そのブランド化を成功させた。後に開設したハウスは、少なからずハウスaの影響を受けつつ、他方で、その独自性に富んだ事業運営を展開し始めている。例えば、入居費を安く抑えるために、ワンコインで利用が可能な育児シェアシステムの利用を勧めたり、ハウス内に託児所を併設したりという事例もある。また、高齢者と母子世帯の住まいのマッチングにより、お互いの足りない部分を補い合うなどの住まいも誕生している。同事業に対する貧困ビジネス等の懸念については、いずれも、一時金不要で即日退去が可能など、柔軟な入退去システムを採用していることや、近年、母子世帯向けシェアハウスは増加してきており、低質なハウスはおのずと淘汰されるという点で、そういった課題は起こり得ないのではないかという回答が事業者から挙がった。

#### (4) 所見

本研究では、一民間団体が生活保護受給者などの住宅確保要配慮者を抱え込むのではなく、介護事業所や病院、行政、あるいは、その生活支援を担うNPO団体、ひいては不動産業者と連携することにより、支援の透明性を高め、情報を積極的に開示することで、生活保護を活用した住宅支援事業の在り方を提示することができた。

また、要配慮者の住宅問題を解決するということは、住宅を基盤に生活全体をプロデュースすることに他ならない。その実現に向けて、これまで交わることのなかった不動産関係主体とNPO等の福祉関係主体、また、地域住民や行政等、あらゆるセクターが互いの経験と知恵を出し合い協働することで、民間賃貸住宅を活用した支援事業の可能性が広がると考える。

#### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計11件)

1. 葛西リサ：貧困女子と居住貧困 - 離婚により居住不安に陥る母子とその支援の可能性 -、生活経済政策 No.224、2015、pp.18-22 (査読無)
2. 葛西リサ：住宅アマリの時代の住宅問題、建築雑誌 vol.130、No1672、2015、pp.39 (査読無)
3. 堀江尚子、福祉の現場から 貧困単身高齢者の生活時間構造の実態と孤独死への対応の検討：生活保護施設退所者自宅への訪問調査分析より、地域ケアリング 17(5)、2015 50-53 (査読有)

4. 堀江尚子、渥美公秀、水内俊雄、ホームレス支援の関係性の継続と崩壊 入所施設のアフターケアでのアクションリサーチおよび支援関係の理論的考究 実験社会心理学研究 55(1)、2015、1-17 (査読有)
  5. 葛西リサ、全国の地域善隣事業～大阪・兵庫の先進事例に学ぶ～、(一財)高齢者住宅財団いい住まいいいシニアライフ vol.122、pp1～6、2014 09 (査読無)
  6. 葛西リサ、母子家庭にみる住まいの貧困、住宅会議 No91. p p 22-25、2014 - 06 (査読無)
  7. 葛西リサ、ひとり親の住まいに求められるケアという機能、生活協同組合研究 Vol.457. pp38-45、2014-02 (査読無)
  8. 高澤由美、葛西リサ、東日本大震災における被災地以外でのみなし仮設住宅の供給実態 - 山形県の場合 - 日本建築学会計画系論文集 NO.696、2014、pp.469-474 (査読有)
  9. 葛西リサ、低所得高齢者への住宅確保支援「地域善隣事業」の可能性 低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究事業の概説 2014年度日本建築学会大会(近畿)建築社会システム部門研究協議会資料 2014、pp71～74 (査読無)
  10. 葛西リサ、ケアを必要とする人々の居住問題とそれへの新たな取り組み、社会政策学会 社会政策第6巻1号 2014、pp40～53 (査読無)
  11. 葛西リサ：母子世帯の就労環境をいかに住まいの視点から整備するか - ケアを補完しあうシェア居住の可能性 - We learn vol.721、2013、pp.6 - 9 (査読無) [学会発表](計7件)
  1. 葛西リサ、室崎千重、福祉的課題を持つ人々に対するシェアハウスの可能性 その1 ひとり親シェアハウスの実態とそのニーズ、日本建築学会大会学術講演梗概集.F-1、都市計画、建築経済・住宅問題、pp.243-245、2015年9月4日、東海大学(神奈川県平塚市)
  2. 室崎千重、葛西リサ、福祉的課題を持つ人々に対するシェアハウスの可能性 その2 母子世帯シェアハウスの住まいからみる居住空間ニーズ、日本建築学会大会学術講演梗概集.F-1、都市計画、建築経済・住宅問題、pp.246-247、2015年9月4日、東海大学(神奈川県平塚市)
  3. 葛西リサ、ケアを必要とする人々の居住問題とそれへの新たな取り組み、社会政策学会秋季大会、共通論題、居住保障と社会政策、2013年10月13日、大阪経済大学(大阪府茨木市)
  4. 葛西リサ、高澤由美、山形県米沢市における県外避難者の住生活実態に関する研究-みなし仮設居住者の実態を中心に-日本建築学会大会学術講演梗概集.F-1、都市計画、建築経済・住宅問題、pp.221-222、2013年8月25日、北海道大学(北海道札幌市)
  5. 葛西リサ、公的機関の社会的困難層への支援のあり方、建築学会ユーザーオリエンテッド小委員会公開研究会、社会的な困難に直面するユーザーを支えるデザイン、2013年6月30日、西成プラザ(大阪府大阪市)
  6. 葛西リサ、上野勝代：民間シェルターの運営、支援の実態と生活環境 全国の民間シェルターに対するアンケート調査より 日本家政学会第65回大会、2013年5月18日、昭和女子大学(東京都世田谷区)
  7. 上野勝代、梶木典子、西本由紀子、室崎生子、葛西リサ：DV被害者のためのシェルター空間 - 日本とデンマークを比較して - 日本家政学会第65回大会、2013年5月18日、昭和女子大学(東京都世田谷区) [図書](計5件)
  1. 高澤由美、県外避難の居住実態 緊急時の住まい確保の課題を問う、「復興と居住地 移動」、リスクデザイン研究センター、関西学院大学出版会、2016、pp.26-32
  2. 葛西リサ、第2章 家族の変化と「住む力」の減退、堀田祐三子、近藤民代、阪東美智子、これからの住まいとまち「住む力」をいかに地域生活空間の創造、朝倉書店、2014、pp.17-27
  3. 高澤由美、第3章 地方都市における「住む力」の減退と未来の展望、堀田祐三子、近藤民代、阪東美智子、これからの住まいとまち「住む力」をいかに地域生活空間の創造、朝倉書店、2014、pp.28-39
  4. 葛西リサ、5-1 子どもと親の特別な住まい、水村容子、井上由起子、渡邊美樹編、私たちの住まいと生活、pp.68-71、彰国社、2013 11
  5. あたりまえの暮らしを保障する国デンマーク - DVシェルター・子育て環境 - 上野勝代・吉村恵・室崎生子・葛西リサ・吉中季子・梶木典子編、ドメス出版、2013
6. 研究組織
    - (1)研究代表者  
葛西 リサ(KUZUNISHI Lisa)  
大阪市立大学・都市研究プラザ・特別研究員  
研究者番号：60452504
    - (2)研究分担者  
堀江 尚子(HORIE Naoko)  
畿央大学・看護学部・看護学科・准教授  
研究者番号：50598943
    - 高澤 由美(TAKASAWA Yumi)  
首都大学東京・都市環境学部・都市環境科学研究科・特任准教授  
研究者番号：20509054